

介護認定をお持ちの方が受けられる控除があります

所得税法や地方税法上において、介護認定をお持ちの方や介護サービスを利用している方は、障がい者控除や医療費控除を受けられる場合があります。各控除を受けるためには、確定申告の際に認定書等が必要になるものもありますので、ご確認ください。

○障がい者控除

介護認定情報の内容が基準を満たす場合に町が発行する「障がい者控除対象者認定書」で障がい者控除が受けられます。

- ▶申請方法=健康福祉課窓口まで介護保険被保険者証の写しをお持ちください。
- ▶交付方法=申請者あてに郵送

○医療費控除(介護サービス利用料)

介護事業所が発行する領収書に「医療費控除対象額」が記載されている場合は、その額が医療費控除の対象となります。(高額介護サービス等で払い戻しを受けた額を除く)

○医療費控除(おむつ代)

介護認定情報の内容が基準を満たす場合には、医師が発行したおむつ使用証明書がなくとも、町が発行する確認書で医療費控除が受けられます。

※これまではおむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方にのみ上記方法が認められていましたが、令和7年の確定申告(令和6年分)から、1年目の方であっても認められることとなりました。詳しくは町ホームページをご確認ください。

- ▶申請方法=健康福祉課窓口までお越しください。
- ▶交付方法=申請者あてに郵送

郵送で交付しますので、確定申告前に余裕をもってお手続きをお願いします。



▶問い合わせ先=健康福祉課 介護保険係 ☎0285(56)9102

20歳になったら国民年金に加入します

日本国内に居住している20歳以上60歳未満の方は、国民年金の被保険者となります。

20歳になった方には、概ね2週間以内に日本年金機構から「国民年金加入のお知らせ」が送付されます(厚生年金保険に加入している方を除く)。

●送付される書類

- 基礎年金番号通知書 ●国民年金加入のお知らせ ●国民年金保険料納付書
- 国民年金の加入と保険料のご案内(パンフレット) ●保険料の免除・納付猶予制度と学生納付特例制度の申請書

「基礎年金番号通知書」は、加入する年金制度の変更手続き(国民年金⇄厚生年金保険)や年金の請求手続きなどで使用しますので、大切に保管してください(厚生年金保険の被保険者だった方や障害・遺族年金を受給している方(していた方)には送付されません)。

20歳になってから2週間程度経過しても「国民年金加入のお知らせ」が届かない場合は、国民年金への加入が必要なため、住民課またはお近くの年金事務所で手続きをしてください。

▶問い合わせ先=住民課 国保年金係

☎0285(56)9134

宇都宮西年金事務所

☎028(622)4281

うちの子「結婚」しないのかしら?

独身のお子様の結婚相談承ります



お子様の結婚に関するお悩み、
プロの仲人がお答えします。

まずはお気軽に仲人にご相談下さい

☎0285-37-9821

結婚相談所 ムスベル

広告

株式会社JAエルサポート 詳しくは Web サイトへ
http://ja-support.co.jp

JA SS じゃすぼーと上三川 SS 河内郡上三川町上三川 4414-4

灯油の配達おまかせください!

軽油・重油の配達もできます。

注文の手間が省けてお得にご利用いただける灯油定期配送もやっています!

詳しくは、下記コールセンターまでお問い合わせください

受付時間/AM8:00~PM5:30 定休日/日・祝祭日 ☎0800-700-0085

※内容確認や対応品質向上のため、録音させていただきます。フリーコール 通話無料

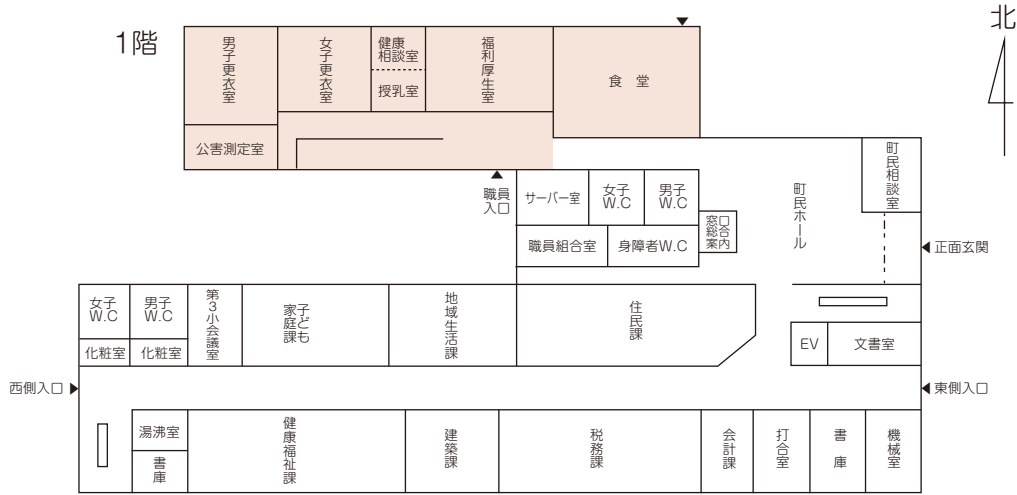
広告

庁舎内部大規模改修工事のお知らせ

令和6年10月から、上三川町役場庁舎の内部大規模改修工事を実施しています。工事は解体作業を伴い、騒音が発生する場合があります。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

なお、改修に伴い、農政課(農業委員会事務局を含む)・商工課・都市建設課・上下水道課の4課は、令和6年9月24日(火)から旧中央公民館(仮庁舎)で業務を行っています。

○今年度工事予定箇所(着色箇所が主な工事対象範囲です。その他の箇所に大きな通行制限はかかりません。)
・1階福利厚生棟



▶問い合わせ先=総務課 庁舎改修班 ☎0285 (56) 9174
建築課 建築係 ☎0285 (56) 9148

ブロック塀の現況調査を実施します

小・中学校の児童・生徒の通学時における安全確保を目的として、道路に面した危険なブロック塀の実態把握(現地調査)を実施します。

調査についてご理解とご協力をお願いします。

▶調査対象=町内の小中学校から半径500m以内の道路に面したブロック塀

▶調査時期=令和6年12月下旬から令和7年2月下旬まで(予定)

▶調査方法=調査員による外観目視調査及び写真撮影等

・本調査は、本町が委託した業者の調査員が行います。

・調査員は委託業者のユニフォームを着用し、本町が発行した身分証明書を携帯しています。

・調査員は道路からの調査・撮影を行います。場合によっては私道などから調査を行いますので、ご協力をお願いします。

▶委託業者=株式会社ゼンリン

・本調査は通学路の安全確保の為、道路に面した危険なブロック塀の把握を目的に行うものであり、調査上知り得た個人情報を他の目的で利用することはありません。



▶問い合わせ先=建築課 住宅係 ☎0285 (56) 9145